

# おきぎんカードご利用規定

当行とのカードお取引は、お申込頂きました各々のカードによって下記規定に基づき取扱いいたします。

## おきぎん キャッシュカードサービス規定

### 第1条（カードの利用）

普通預金（総合口座取引の普通預金を含む。以下同じ。）について発行したキャッシュカードおよび貯蓄預金について発行した貯蓄カード（以下これらを「カード」という。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- （1）当行の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含む。以下「預金機」という。）を使用して普通預金または貯蓄預金（以下これらを「預金」という。）に預入れをする場合。
- （2）当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」という。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含む。以下「支払機」という。）を使用して預金の払出しをする場合。
- （3）当行の自動振込機（振込を行なうことができる現金自動預入払出兼用機を含む。以下「振込機」という。）を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合。
- （4）その他当行所定の取引をする場合。

### 第2条（預金機による預金の預入れ）

- （1）預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- （2）預金機による預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。また、1回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。
- （3）当該預金口座についてカードによる預入れがあった場合には、預入後の残高を表示した受取書として「おきぎんキャッシュカードご利用明細」を発行します。

### 第3条（支払機による預金の払戻し）

- （1）支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- （2）支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回当たりの払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。
- （3）支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額および同条2項に規定する払戻回数超過手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

### 第4条（振込機による振込）

振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

## 第5条（自動機利用手数料）

- （1）支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行および提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」という。）をいただきます。
- （2）支払機または振込機を使用し貯蓄預金の払戻しをする場合（第7条第2項により当行本支店の窓口でカードにより貯蓄預金の払戻しをする場合を含む。）、当該貯蓄預金の払戻し（通帳および払戻請求書の提出による払戻しを含む。）が毎月1日から月末日までの1か月間に5回をこえるときは、その回数をこえるそれぞれの払戻しについて、貯蓄預金規定に定める払戻し回数超過手数料をいただきます。但し、貯蓄預金Ⅱ型及び新型貯蓄預金については、払戻回数超過手数料は徴求しません。
- （3）自動機利用手数料または払戻回数超過手数料は、預金の払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。
- （4）振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

## 第6条（代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込）

- （1）代理人（本人と生計をともにする親族2名に限ります。）による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名（署名）、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
- （2）代理人カードにより振込の依頼をする場合には振込依頼人名は本人名義となります。
- （3）代理人カードの利用についても、この規定を適用します。

## 第7条（預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い）

- （1）停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- （2）停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障等の取扱いとして定めた金額を限度として、当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- （3）前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- （4）停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

## 第8条（カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入）

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額または払戻回数超過手数料金額の通帳記入は、通帳が預金機、振込機、当行の支払機もしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口で提出された場合に行います。

また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、払戻した金額と自動機利用手数料金額、払戻回数超過手数料金額および振込手数料金額は合計額をもって通帳に記入します。

## 第9条（カード・暗証の管理等）

- （1）当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。

(2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

(3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

#### 第10条（偽造カード等による払戻し等）

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

#### 第11条（盗難カードによる払戻し等）

(1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。

②当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。

③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にもかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。

A. 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合。

B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合。

C. 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。

②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場

合。

#### **第12条（カードの紛失、届出事項の変更等）**

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

#### **第13条（当行の提供するアプリによる取扱い）**

- (1) 当行の提供するアプリでは、暗証、口座番号、通帳裏面に記載されている顧客番号等のうち当行所定の項目の一致あるいは当行に登録された携帯電話番号への発信により本人による利用と扱うことがあります。このため、暗証および顧客番号を他人に知られることならびに当行に登録された携帯電話番号に係る端末が他人に使われることのないように管理してください
- (2) 暗証や顧客番号の漏えい、通帳や当行に登録された携帯電話番号に係る端末の紛失または盗難等が生じた場合、すみやかに本人から当行に通知してください。
- (3) 暗証や顧客番号の漏えい、通帳や端末の紛失または盗難等により生じた損害について、当行は当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負いません。

#### **第14条（カードの再発行等）**

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

#### **第15条（預金機・支払機・振込機への誤入力等）**

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

#### **第16条（解約、カードの利用停止等）**

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを取引店に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを取引店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
  - ①第16条に定める規定に違反した場合。
  - ②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから5年が経過した場合。
  - ③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合。

#### **第17条（譲渡、質入れ等の禁止）**

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

#### **第18条（規定の変更）**

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

この規定が変更された場合には、変更後の規定に従います。

## 第19条（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。

# おきぎん ICキャッシュカード特約

## 第1条（特約の範囲等）

- (1) この特約は、ICキャッシュカード【従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能（以下、「ICチップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。】を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、おきぎんキャッシュカードサービス規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約の定めがない事項に関しては、おきぎんキャッシュカードサービス規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは、おきぎんキャッシュカードサービス規定の定義に従います。

## 第2条（ICチップ提供機能の利用範囲）

ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能な現金自動預金機、現金自動支払機、自動振込機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「ICキャッシュカード対応自動機等」といいます。）を利用される場合に、提供されます。

## 第3条（ICキャッシュカードの利用）

おきぎんキャッシュカードサービス規定第1条に定める提携先のうち、一部の払出提携先において、提携先の都合によりICチップ提供機能の利用ができない現金自動支払機または現金自動預入払出兼用機を設置している場合があります。この場合、ICチップ提供機能は利用できません。

## 第4条（1日あたりの払戻金額）

当行は、当行及び払出提携先の現金自動支払機または現金自動預入払出兼用機を利用した預金払い戻しにおける1日あたりの限度額について、ICチップ提供機能を利用した払戻しである場合と、ICチップ提供機能を利用しない払戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとし、各限度額の範囲内で払戻しができるものとします。

## 第5条（ICキャッシュカード対応自動機等の故障時の取扱い）

- (1) ICキャッシュカード対応自動機等の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。
- (2) ICキャッシュカード対応自動機等の障害等により、ICチップ提供機能の利用ができないため本人または第三者に損害が生じても、当行は責任を負いません。

## 第6条（ICチップ読取不能時の取扱い等）

- (1) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応自動機等においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能の利用はできません。この場合、当行所定の手続に従って、すみやかに当行にキャッシュカードの再発行を申し出て下さい。
- (2) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応自動機等においてICチップを読み取ることができないため本人または第三者に損害が生じても、当行は責任を負いません。

## 第7条(ICキャッシュカードの利用ができない場合等の取扱い)

ICキャッシュカード対応自動機等の障害やICチップ読取不能等により、ICキャッシュカードの利用ができない場合であっても、キャッシュカードの利用または窓口での取引等を行うことができます。

## 第8条(発行手数料)

- (1) ICキャッシュカードの発行、ICキャッシュカードへの切替、および前条のICキャッシュカードの利用期限の到来に伴うICキャッシュカードの再発行にあたっては、当行所定の手数料(以下「発行手数料」といいます。)をお支払いいただきます。
- (2) 当行は、発行手数料を上記のICキャッシュカード切替対象口座から、払戻請求書および通帳(通帳不発行方式の場合は払戻請求書および本人を確認できる資料)の提出なしに、当行所定の日引き落としとできるものとします。
- (3) 当行所定の期間を経過しても、発行手数料を引き落としできない場合は、当行は、本人へ通知することなしに、当該ICキャッシュカードの利用を解約することができるものとします。

## 第9条(規定の適用)

本規定の取扱いには、本規定の他、おきぎんキャッシュカードサービス規定が適用されます。ただし、おきぎんキャッシュカードサービス規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

## 第10条(規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

# 生体認証特約

## 第1条(生体認証)

- (1) 生体認証とは、当行との間の銀行取引について本人であることの確認手段の一つとして用いる認証方式で、おきぎんICキャッシュカード特約に定めるICキャッシュカードの利用の際に、次項に定める生体認証データの照合を行うことにより認証する方式をいいます。
- (2) 生体認証データの照合とは、ICキャッシュカード上のICチップ(以下「ICチップ」といいます。)に当行所定の機器及び操作手順により当行の認めた本人の指静脈パターンを記録し、ICチップに記録された本人の指静脈パターン(以下「生体認証データ」といいます。)と当行所定の照合機に読み取らせた指静脈パターンを照合することをいいます。
- (3) 生体認証を利用することができる当行との間の銀行取引等の取扱いについては原則として第4条に定めるところによります。

## 第2条(生体認証契約の締結)

- (1) 生体認証契約の締結に当たっては、あらかじめICキャッシュカードの利用申込みが必要となります。
- (2) 生体認証契約の申込みの際は、当行所定の申込書に必要事項を記入し、記名押印のうえ、生体認証データを記録しようとするICキャッシュカードを添えて当行窓口へ提出して下さい。
- (3) 前項の申込みの際は、当行所定の方法により暗証届を提出して下さい。

- (4) 生体認証データの登録は、当行が前 2 項により提出された申込書及び暗証届の内容を確認した上で、当行所定の方法により行うものとし、生体認証契約は、生体認証データを登録したときから効力が発生するものとしします。
- (5) 生体認証契約の締結及び生体認証データの登録に当たっては、当行所定の本人確認を行わせていただきます。十分な本人確認ができない場合には、生体認証契約をお断りすることがあります。

### 第 3 条 (取扱窓口の範囲)

- (1) 生体認証データの登録及び削除は、当行所定の方法により当行本支店窓口において取り扱います。
- (2) 生体認証データの照合は、当行所定の方法により端末機並びに生体認証データの照合機能のある現金自動預金機、現金自動支払機、自動振込機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「IC キャッシュカード対応自動機等」といいます。）において取り扱います。

### 第 4 条 (生体認証の利用範囲)

生体認証を利用して行うことができる取引等は、IC キャッシュカード対応自動機等による次に掲げる取扱いとします。なお、預金口座への預金の預入れは、生体認証データの照合を行わずに取扱います。

- (1) 預金口座からの預金の払戻し
- (2) 預金口座からの振替による振込資金の払戻しおよび振込の依頼
- (3) 届出事項の変更、暗証番号の変更
- (4) 残高照会等の各種照会
- (5) 預金口座の解約
- (6) その他当行が必要と認めた場合

### 第 5 条 (生体認証データの照合)

- (1) IC チップに生体認証データを記録した IC キャッシュカードにより、IC キャッシュカード対応自動機等で前条に規定する取扱いを行おうとするときは、おきぎんキャッシュカードサービス規定、おきぎん IC キャッシュカード特約のほか、当行所定の生体認証のための手続に従って下さい。
- (2) 当行は、生体認証データについて、IC キャッシュカード対応自動機等により同一性が認定され、かつ、IC キャッシュカード対応自動機等の操作の際に使用された IC キャッシュカードが、当行が本人に交付したものであること及び入力された暗証と届出の暗証が一致することを当行所定の方法により確認のうえ、第 4 条に定める当行所定の取扱いをします。

### 第 6 条 (生体認証データの登録変更)

- (1) 生体認証データの登録の変更を行う際は、当行所定の届出書に必要事項を記入し、記名押印のうえ、IC キャッシュカードを添えて当行本支店窓口にて提出して下さい。
- (2) 前項の届出があったときは、当行は、IC チップに登録された生体認証データを消去します。
- (3) 前項の生体認証データの消去が完了した後、生体認証データの登録を行って下さい。
- (4) 生体認証データの登録変更の処理が正常に終了しなかった場合、IC キャッシュカード対応自動機等により取扱いができない場合があります。

### 第 7 条 (IC キャッシュカードの再発行・事故・使用不能時等の手続)

- (1) 生体認証データを登録した IC キャッシュカードの再交付の請求があったときは、生体認証契約が解約されたものとして取り扱います。
- (2) 前項の場合において、生体認証を利用しようとする場合には、あらためて生体認証契約を申込

み、新しい IC キャッシュカードに生体認証データの登録手続を行ってください。

#### **第 8 条（生体認証データの照合ができない場合等の取扱い）**

- (1) IC キャッシュカード対応自動機等の障害等により、当行が IC キャッシュカード対応自動機等で生体認証データの照合により同一性の認定ができなかった場合又は生体認証データの照合が不可能と判断した場合その他相当の事由がある場合には、当行は、生体認証データの照合を行わず、おきぎんキャッシュカードサービス規定、おきぎん IC キャッシュカード特約により当行所定の取扱いをします。
- (2) IC キャッシュカード対応自動機等の障害等により、生体認証データの照合ができないため本人又は第三者に損害が生じて、当行は責任を負いません。

#### **第 9 条（代理人の IC キャッシュカード）**

- (1) おきぎんキャッシュカードサービス規定第 6 条（代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込）の規定により交付された代理人【おきぎんキャッシュカードサービス規定第 6 条（代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込）の代理人をいいます。】の IC キャッシュカードの生体認証契約の締結についても、本規定により取り扱います。
- (2) 前項の場合、本人が同席のうえ（当行がやむを得ないと認めた場合を除きます。）、代理人の IC キャッシュカードに代理人の生体認証データを記録します。
- (3) 当行所定の手続により代理人の生体認証データを登録した場合、当行は IC キャッシュカードに登録された代理人の生体認証データとの照合を行います。
- (4) 代理人による銀行取引等は、預金口座からの預金の払戻し、預金口座からの振替による振込資金の払戻しおよび振込の依頼、ならびに残高照会等の各種照会、その他当行が必要と認めた場合に限り、当行は責任を負いません。
- (5) 代理人の行為により本人に損害が生じた場合は、その損害は本人が負担するものとし、当行は責任を負いません。
- (6) 代理人の IC キャッシュカードの生体認証契約を解約する場合には、第 10 条の規定に従い、本人から当行所定の届出をしてください。

#### **第 10 条（生体認証契約の解約）**

- (1) 生体認証契約を解約しようとするときは、本人は、当行所定の届出書に必要事項を記入し、記名押印のうえ、IC キャッシュカードを添えて当行に提出して下さい。
- (2) IC キャッシュカードについて、おきぎんキャッシュカードサービス規定第 15 条（解約、カードの利用停止等）によるカード利用の停止の届出があったとき（同条第 2 項によるカード利用の停止の届出があったものとして取り扱う場合を含みます。）又は同条第 3 項により IC キャッシュカードが当行に返却されたとき又は IC キャッシュカードが当行に提出されたときは、第 1 項の届出があったものとして取り扱います。

#### **第 11 条（規定の適用）**

本規定の取扱いには、本規定の他、おきぎんキャッシュカードサービス規定、おきぎん IC キャッシュカード特約が適用されます。ただし、おきぎんキャッシュカードサービス規定、おきぎん IC キャッシュカード特約と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

#### **第 12 条（規定の変更）**

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合に



は、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

### 【個人情報保護法関連条項】

生体認証の申込者および申込者の代理人は、当行が次の目的のために IC キャッシュカード上の IC チップに自己の指静脈パターンを記録・保管することに同意します。

- (1) 生体認証データは、当行所定の機器により、申込者またはその代理人の指静脈パターンと IC チップ上の指静脈パターンを照合することにより、当行との間の銀行取引について当行が本人またはその代理人であることの確認手段の一つとして使用します。
- (2) 生体認証を利用して行う取引等は、IC キャッシュカード対応自動機等による次に掲げる取扱いとします。ただし、代理人による銀行取引等は、次に掲げる取扱いのうち、預金口座からの預金の払戻し、預金口座からの振替による振込資金の払戻しおよび振込の依頼、ならびに残高照会等の各種照会、その他当行が必要と認めた場合に限りします。
- ① 預金口座からの預金の払戻し
  - ② 預金口座からの振替による振込資金の払戻しおよび振込の依頼
  - ③ 届出事項の変更、暗証番号の変更
  - ④ 残高照会等の各種照会
  - ⑤ 預金口座の解約
  - ⑥ その他当行が必要と認めた場合

## おきぎん デビットカード (J-Debit) 取引規定

### 第 1 条 (適用範囲)

次の各号のうちのいずれかの者 (以下「加盟店」といいます。) に対して、普通預金 (総合口座取引の普通預金を含みます。) について発行した〈おきぎん〉キャッシュサービスカード (代理人カードを含みます。) 及び貯蓄預金カード法人キャッシュカードその他当行所定のカード (以下「カード」といいます。) を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供 (以下「売買取引」といいます。) について当該加盟店に対して負担する債務 (以下「売買取引債務」といいます。) を当該カードの預金口座 (以下「預金口座」といいます。) から預金の払い戻し (総合口座取引規定にもとづく当座貸越による払い戻しを含みます。) によって支払う取引 (以下「デビットカード取引」といいます。) については、この規定により取り扱います。

- ① 日本デビットカード推進協議会 (以下「協議会」といいます。) 所定の加盟店規約 (以下「規約」といいます。) を承認のうえ、協議会に直接加盟店として登録され、協議会の会員である一または複数の金融機関 (以下「加盟店銀行」といいます。) と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人 (以下「直接加盟店」といいます。)
- ② 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人

- ③規約を承認のうえ協議会に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人

## 第2条（利用方法等）

- (1) カードをデビットカード取引に利用するときは、みずからカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読みとらせるか、または加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードを端末機に読みとらせ、みずから端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を入力してください。
- (2) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。
- ①停電、故障等により端末機による取り扱いができない場合
  - ②1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超える場合、または最低金額に満たない場合
  - ③購入する商品または提供をうける役務が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品又は役務に該当する場合
- (3) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。
- ①1日あたりのカードの利用金額が、当行が定めた範囲を超える場合
  - ②当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
  - ③カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
- (4) カードによるデビットカード取引をご希望されない場合には、当行所定の方法によりデビットカード取引停止の手続きを行ってください。この手続きを行ったときは、当行は当該預金口座に対してデビットカード取引停止の措置を講じます。この手続きの前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 第3条（デビットカード取引契約等）

前条第1項により暗証番号の入力がされたときに、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の払い戻しによって支払う旨の契約（以下「デビットカード取引契約」といいます。）が成立し、かつ当行に対して売買取引債務相当額の預金の払い戻しの指図および当該指図にもとづいて払い戻された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金払い戻しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

## 第4条（預金の復元等）

- (1) デビットカード取引により預金口座の預金の払い戻しがされたときは、デビットカード取引契約が解除（合意解除を含みます。）、取消等により適法に解消された場合（売買取引の解消によりデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、加盟店以外の第三者（加盟店の特定承継人および当行を含みます。）に対して払い戻された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して払い戻された預金の復元を請求することもできないものとし、また当行に対して払い戻された預金の復元を請求することもできません。
- (2) 前項にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、払い戻された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれをうけて端末機から当行に取消の電文を送信し、当行が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中かつ当行所定の時刻以前に受信した場合に限り、当行は払い戻された預金の復元をします。加

盟店経由で払い戻された預金の復元を請求するにあたっては、みずからカードを端末機に読みとらせるか、または加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をして端末機に読みとらせてください。端末機から取消の電文を送信することができないときは、払い戻された預金の復元はできません。

(3) 第1項または前項において払い戻された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。

(4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、本条第1項から前項に準じて取り扱うものとします。

#### 第5条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、おきぎんキャッシュカードサービス規定（以下「カード規定」といいます。）および、おきぎん法人キャッシュカードご利用規定（以下「法人カード規定」といいます。）により取り扱います。また、カード規定の適用については同規定中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」とし、法人カード規定の適用については同規定中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」とします。

#### 第6条（デビットカード取引の機能を停止する場合）

カードによりデビットカード取引を行なう機能は当行所定の書面により当行本支店へ申出ることにより停止することができます。当行はこの書面による申出を受けたときは、直ちにデビットカード取引を行なう機能を停止する措置を講じます。この申出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 第7条（規定の変更）

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。

(3) 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

## おきぎん Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定

#### 第1条（適用範囲）

(1) 当行と預金口座振替収納事務に関する契約を締結し、かつ、日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」といいます。）所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等（以下「収納機関」といいます。）、もしくは、当該収納機関から委託を受けた法人（以下「収納受託法人」といいます。）の窓口に対して、キャッシュカードを提示して、後記第3条（1）の預金口座振替の依頼を行うサービス（以下「本サービス」といいます。）については、この規定により取扱います。なお、本規定におけるキャッシュカードは、当行がおきぎんキャッシュカード規定に基づいて発行したキャッシュカード等のうち、個人の普通預金（総合口座取引を含みます。）のカード（以下「カード」といいます。）をいいます。

(2) 本サービスが利用できるのは、当該カードの発行されている預金口座（以下「当該口座」とい

います。)の預金者本人に限ります。

- (3) 本サービスは当行が本サービスに利用することを承認したカードのみ利用できることとします。  
したがって、貯蓄預金カード、法人カード等は、本サービスを利用できません。

## 第2条 (利用方法等)

- (1) 本サービスを利用するとき、預金者は、みずからカードを収納機関もしくは収納受託法人の窓口に設置された本サービスにかかる機能を備えた端末機(以下「端末機」といいます。)に読み取らせ、端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者(収納機関もしくは収納受託法人の従業員を含みます。)に見られないように注意しつつみずから入力してください。
- (2) 次の場合には、本サービスを利用することはできません。
- ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
  - ② 収納機関もしくは収納受託法人の窓口において購入する商品または提供を受ける役務等が、預金口座振替による支払いを受けることができないと収納金融機関が定めた商品または役務等に該当する場合
- (3) 次の場合には、本サービスにおいてカードを利用することはできません。
- ① 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
  - ② カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます。)が破損している場合
  - ③ みずから本サービスの停止を申し出た場合
- (4) 当行が本サービスを利用することができない日または時間帯として定めた日または時間帯は、本サービスを利用することはできません。
- (5) 本サービスを利用する際には、収納機関もしくは収納受託法人から、端末により印字された口座振替契約確認書を必ず受領し、申込の内容をご確認いただいたうえで大切に保管してください。

## 第3条 (預金口座振替契約等)

- (1) 当行が、カードの電磁的記録によって端末機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものと処理のうえ、入力された暗証番号と届出の暗証番号の一致を確認したときに、当行と預金者との間で、契約が解除されるまでの間、収納機関から当行に都度送付される請求書記載の金額を、預金者に通知することなく、当該口座から引落しのうえ支払う旨の契約(以下「預金口座振替契約」といいます。)が成立したものとします。ただし、暗証番号の入力後、端末機に預金口座振替依頼の受付確認を表わす電文が表示されないときは預金口座振替契約は成立しなかったものとします。預金口座振替契約が成立した場合、当行は、普通預金規定にかかわらず、預金者から預金通帳および払戻請求書の提出を受けることなく当該口座より請求書記載の金額を引落すことができるものとします。
- (2) 収納機関の指定する振替日(当日が当行の休業日にあたる場合は翌営業日)において請求書記載金額が当該口座の支払可能金額(当座貸越「総合口座取引による当座貸越を含みます。」)を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、預金者に通知することなく、請求書を収納機関に返却します。

## 第4条 (預金口座振替契約の解約)

- (1) 預金口座振替契約を解約するときは、預金者から当行へ所定の手続きにより届け出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納機関から請求書の送付がない等相当の事由があるときは、当行は預金者に通知することなく預金口座振替契約が終了したものと取り扱うことができるものとします。

- (2) 前記第3条(1)にかかわらず、本サービスによる預金口座振替契約が成立した当日中に預金口座振替契約を解約する場合には、預金者が本サービスの申込を行った収納機関もしくは収納受託法人より本人確認を受けたうえで、みずからカードを端末機に読み取らせ、端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者(収納機関もしくは収納受託法人の従業員を含みます。)に見られないように注意しつつみずから入力して預金口座振替契約の解約依頼電文を送信してください。当行が当該解約依頼電文を受信した場合に限り、預金口座振替契約の解約が成立したものとします。なお、端末機から預金口座振替契約の解約依頼電文を送信できないときは預金口座振替契約の解約はできません。
- (3) 前記(2)において、本サービスによる預金口座振替契約が成立した当日中に預金口座振替契約の解約ができない場合には、届出の印鑑を持参のうえ当行お取引店にて所定の預金口座振替契約の解約手続を行ってください(カードによる解約依頼はできません。)
- (4) 解約手続を行う前に収納機関より送付された請求書は、前記第3条により預金口座振替契約が成立したものとして取扱います。

#### **第5条(本サービスを利用する機能を停止する場合)**

本サービスを利用する機能は、当行所定の手続により当行お取引店へキャッシュカードの解約届けを提出してください。当行がこの申出を受けたときは、直ちに本サービスを利用する機能停止を含めたキャッシュカードを解約する措置を講じます。この申出の前に生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。

#### **第6条(免責事項)**

- (1) 当行が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものと処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金口座振替契約の受付をしたうちは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。ただし、この預金口座振替契約の受付が偽造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理について預金者の責めに帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任についてはこのかぎりではありません。
- (2) 本サービスについて仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行は一切の責任を負わないものとします。

#### **第7条(規定の準用)**

この規定の定めのない事項についておきぎんキャッシュカード規定に定めがある場合には、おきぎんキャッシュカード規定により取扱います。

#### **第8条(規定の変更)**

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

2020年4月1日現在